

関税率法等の一部を改正する法律案(閣法第一二号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うとともに、税関における水際取締りの強化等を図るための所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率の見直し

学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の軽減措置の対象に、企業主導型保育事業に係る保育施設を追加するとともに、パラ―ニトロクロロベンゼン及び玩具の関税率の撤廃等を行う。

二、税関における水際取締りの強化

1 外国貿易機等の運航者等に対し、その出港の前に、当該外国貿易機等に係る予約者情報等について報告を求めることができるとする。

2 特殊船舶等の出港手続等に係る規定を整備する。

3 外国貿易船等又は外国貿易機等が入出港する際の報告事項について、原則として電子情報処理組織を

使用して報告しなければならないこととする。

三、 犯則調査手続の見直し

国税犯則調査手続の見直しを踏まえ、関税法上の犯則調査手続について、記録命令付差押えの新設その他の電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続等の規定を整備する。

四、 暫定税率等の適用期限の延長等

1 平成二十九年三月三十一日に適用期限が到来する暫定税率（四百十八品目）並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を一年延長する。

2 平成二十九年三月三十一日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、これらの適用期限を三年延長する。

3 平成二十九年三月三十一日に適用期限が到来する沖縄における特定免税店制度及び選択課税制度について、これらの適用期限をそれぞれ三年及び二年延長する。

五、 施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十九年四月一日から施行する。